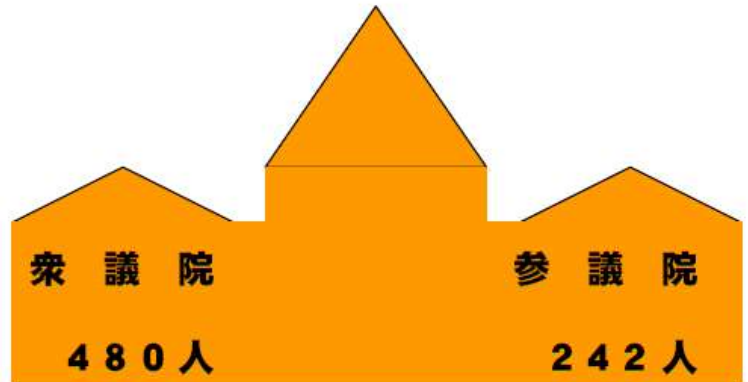


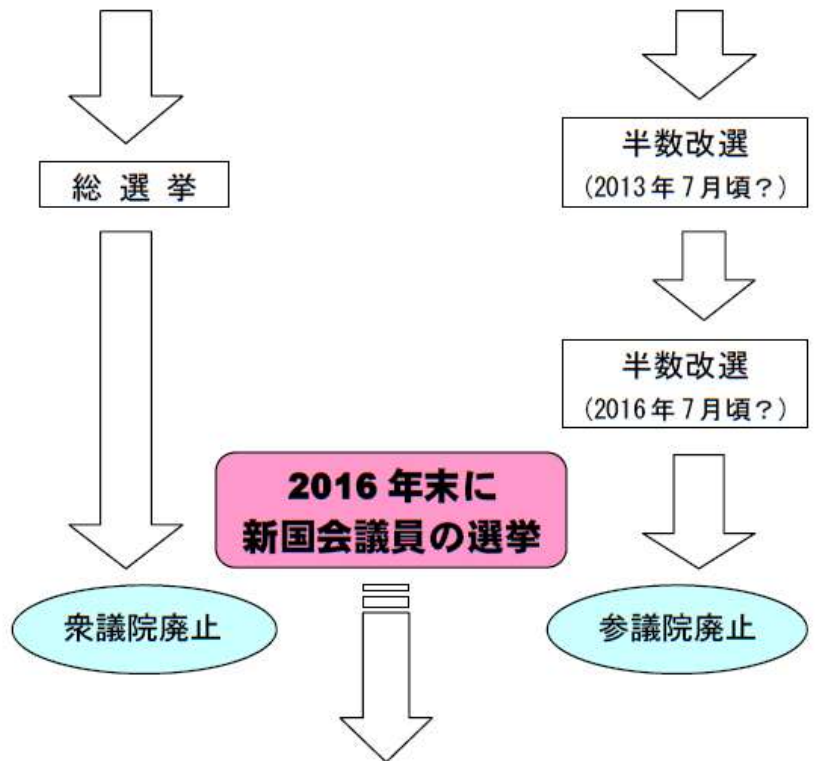
衆参両院廃止・一院制創設のイメージ図

1. 「衆参両院廃止・一院制

創設」の憲法改正案を
発議、国民投票で賛成多数
→憲法改正公布



2. 憲法改正の施行まで
(2016年末)に
新国会議員(定数500人
以下)の選挙を行う



3. 2017年1月1日、
衆議院・参議院を廃止し
新国会創設!



超党派「衆参対等統合一院制国会議員連盟」

会長：衛藤征士郎衆議院副議長

- 平成15年5月15日 「衆参対等統合一院制議員連盟」発足
- 平成19年5月18日 憲法改正手続法公布
- 平成20年5月16日 「衆参両院を統合し一院制の新『国民議会』を創設する議員連盟」設立
- 平成22年5月18日 憲法改正手続法施行

日本国憲法改正原案

提出者 10名 賛成者120名

平成24年4月27日 横路孝弘衆議院議長に提出

日本国憲法改正原案要綱

第一 一院制の導入

国会は、一院で構成するものとする。

(第四十二条関係)

第二 一院制の導入に伴う議員定数の削減

国会議員の定数は、五百人以内において法律で定めるものとする。

(第四十三条第二項関係)

第三 国会が解散された場合の議員の任期

国会が解散された場合の議員の任期については、その解散によって直ちに終了することなく、その解散の後に総選挙が行われたときに終了するものとする。

(第四十五条関係)

第四 施行期日等

一 この憲法改正は、平成二十九年一月一日から施行するものとする。ただし、二及び三は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 改正後の日本国憲法に規定する国会議員（以下「新国会議員」という。）の選挙については、この憲法改正が施行されるまでの間に行うものとする。

(附則第三条第一項関係)

三 二の選挙により選挙された者は、この憲法改正の施行の日新国会議員となり、その任期は、その日から起算するものとする。

(附則第三条第二項関係)

四 この憲法改正の施行の際現に衆議院議員又は参議院議員である者は、この憲法改正の施行と同時にその地位を失うものとする。

(附則第四条関係)